

授業料・入学金の補助制度

秋田和洋女子高等学校

①就学支援金（国の制度・返還不要）

学校への納付金は月額34,100円（4月は45,000円、10月は43,500円）ですが、世帯の所得に応じ就学支援金が支給され、実質下記の通りになります。

世帯の所得額	就学支援金額	学校に納める額 (4月・10月除く)
年収250万円未満	月 24,000円＋奨学給付金（下記）	月 10,100円
年収250～350万円未満	月 19,800円	月 14,300円
年収350～590万円未満	月 14,850円	月 19,250円
年収590～910万円未満	月 9,900円	月 24,200円
年収910万円以上	なし	月 34,100円

※「世帯の所得額」の区分は目安です。市町村民税の「所得額割」によって前後します。

奨学給付金

市町村民税が非課税の世帯には、さらに以下のように奨学給付金が支給されます。

①生活保護世帯

年額 52,600円

②第一子の高校生等がいる世帯

年額 84,000円

③23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第二子以降の高校生等がいる世帯

年額138,000円

②入学金及び授業料軽減補助（県の制度・返還不要）

家庭の事情や世帯の収入により、入学金や授業料が補助される制度です。

入学金の補助	生活保護世帯	144,350円
	母子父子家庭世帯、交通遺児世帯、その他特別な事情の世帯	69,350円
授業料の補助	就学支援金の決定金額により、月額4,000円程度の補助	

※入学金等は一度納めていただき、入学後に上記の金額が返還されます。

③秋田県育英会奨学生制度（県の制度・無利子・全額返還が必要）

対 象	貸与金額
自宅通学者	月 30,000円
自宅外通学者	月 35,000円

条件：規律を重んじ向上心に富み行動が生徒にふさわしい。勉学意欲があり、学業を修了できる見込みがある。経済的理由により就学が困難である。

④特待生制度（本校の制度）

	入学納付金	授業料
学業特待	入学金 15万円	月 1万5000円返還 (3年間)
部活動A特待	校舎改築資金 4万円	
部活動B特待	学園協力金 3万円	なし
	計22万円返還	

※これらの制度は、すべて併用可能です。